

○西条市テニスコート設置及び管理条例施行規則

平成18年3月28日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、西条市テニスコート設置及び管理条例（平成16年西条市条例第105号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第5条第1項の規定によりテニスコートの使用の許可を受けようとする者は、テニスコート使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、管理上必要な条件を付して、テニスコート使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を申請者に交付する。

2 前項の許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、テニスコートを使用しようとする際には、その許可書を携帯し、職員の求めがあったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(使用料の減免)

第4条 条例第6条第2項の規定による使用料の減免基準は、次のとおりとする。

- (1) 西条市がアマチュアスポーツに使用する場合で入場料を徴収しないとき 全額
- (2) 西条市が他の団体と共催してアマチュアスポーツに使用する場合で入場料を徴収しないとき 半額
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が定める額

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、テニスコート使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第5条 条例第7条ただし書の規定による使用料の還付区分は、次のとおりとする。

- (1) 条例第7条第1号に該当したとき 全額
- (2) 条例第7条第2号又は第3号に該当したとき 5割以内

2 前項の規定による使用料の還付を受けようとする者は、テニスコート使用料還付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 建物、附属施設、備品等を損傷しないこと。
- (2) テニスコートの清潔及び整頓を保持すること。
- (3) テニスコートの秩序及び風紀を乱さないこと。
- (4) テニスコートで物品の販売等をしないこと。ただし、別に許可を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示すること。

(入場及び使用の禁止)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者は、テニスコートへの入場又は使用を禁止することができる。

- (1) 泥酔者及び他人に迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 前号に掲げる者のほか、管理上支障があると認める者

(原状回復後の点検)

第8条 使用者は、条例第13条第1項の規定により原状に回復したときは、職員の点検を受けなければならない。

(読替規定)

第9条 条例第10条第1項の規定によりテニスコートの管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条、第4条第2項、第5条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条中「市長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と、第6条及び前条中「職員」とあるのは「指定管理者」と、第2条中「様式第1号」とあり、第3条中「様式第2号」とあり、第4条中「様式第3号」とあり、及び第5条中「様式第4号」とあるのは「指定管理者が定めるもの」と読み替えるものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に廃止前の西条市テニスコート設置及び管理条例施行規

則（平成16年西条市教育委員会規則第41号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

テニスコート使用許可申請書

年 月 日

西 条 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話 —
団体名

次のとおりテニスコートの使用を申請します。

テニスコート名		
使 用 コ ー ト		
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	時間
夜間照明使用時間	時 分から 時 分まで	時間
使 用 目 的	練習、練習試合、大会、その他()	
使用者及び人員	一般・学生、 小・中学生 人	市内、市外
※ 使 用 料	円	

注 ※欄は、記入しないこと。

様式第2号(第3条関係)

許可番号 第 号

テニスコート使用許可書

年 月 日

申請者 住 所

氏 名 殿

電 話 ー

団体名

西 条 市 長 印

次のとおりテニスコートの使用を許可します。

テニスコート名		
使 用 コ ー ト		
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	時間
夜間照明使用時間	時 分から 時 分まで	時間
使 用 目 的	練習、練習試合、大会、その他()	
使用者及び人員	一般・学生、 小・中学生 人	市内、市外
※ 使 用 料	円	
許 可 条 件	1 西条市テニスコート設置及び管理条例、同条例施行規則の諸規定を厳守すること。 2 使用後は、原状に復すること。 3 他人に使用権を譲渡しないこと。	

様式第3号(第4条関係)

テニスコート使用料減免申請書

年 月 日

西 条 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話
職 業

— (印)

西条市テニスコート設置及び管理条例施行規則第4条第2項の規定により、下記のとおりテニスコート使用料の減免を受けたいので申請します。

テニスコート名	
許可を受けた年月 日及び許可番号	年 月 日 第 号
許 可 内 容	
減額(免除)を受け る理由及び金額	円
その他必要な事項	
備考	

様式第4号(第5条関係)

テニスコート使用料還付申請書

年 月 日

西 条 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話
職 業

—

印

西条市テニスコート設置及び管理条例施行規則第5条第2項の規定により、下記のとおりテニスコート使用料の還付を受けたいので申請します。

テニスコート名	
許可を受けた年月 日及び許可番号	年 月 日 第 号
許 可 内 容	
減額(免除)を受け る理由及び金額	円
その他必要な事項	
備考	

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)